

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、  
定期監査（財務監査）の結果を次のとおり公表する。

令和８年６月２４日

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 後藤 伸太郎

（別紙）

1 はじめに

本監査は、南三陸町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関し、南三陸町監査基準（令和２年監査委員訓令第１号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横 山 孝 明

南三陸町監査委員 後 藤 伸 太 郎

3 監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく監査（定期監査）

4 監査の対象とした事項

南三陸病院、歌津浄化センター及び草木沢廃棄物処理場における施設管理、備品管理の状況

5 監査の着眼点

- （１） 施設の運営及び管理は適正に行われているか。
- （２） 備品等の保管及び管理は適正に行われているか。

6 監査の実施内容

（１） 監査の期日及び対象施設

| 執行期日      | 対象施設      | 説明者                                |
|-----------|-----------|------------------------------------|
| 令和８年６月９日  | 南三陸病院     | 南三陸病院事務部事務長<br>南三陸病院事務部総務会計係長      |
| 令和８年６月１１日 | 歌津浄化センター  | 上下水道事業所長<br>上下水道事業所長補佐兼上水道係長兼下水道係長 |
|           | 草木沢廃棄物処理場 | 農林水産課長<br>農林水産課環境係長                |

（２） 監査の方法

監査委員監査

ア 課長等から施設経営状況について聴取した。

- イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。
- ウ 施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

## 7 監査の結果

監査対象とした南三陸病院、歌津浄化センター及び草木沢廃棄物処理場における施設管理、備品管理については、おおむね適正になされているものと認められた。

## 8 結び

今回の監査は、各対象施設が、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に務めているかどうかを主眼として実施した。

監査結果に記載したとおり、おおむね適正な施設及び事業管理、備品管理が実施されていることが認められたが、草木沢廃棄物処理場については、今年1月から着火不良となり、5月からは可燃性粗大ごみの受入れを中止している状況にある。稼働開始から30年近く経過しており、焼却機器の部品手配も困難となっていることから、今後の施設の在り方や維持管理も含め、慎重に検討する必要がある。

これからも、施設及び事業管理の重要性や備品管理の必要性を認識し、なお一層業務遂行の意識高揚に努めることを望み結びとする。